

第15回 トラック輸送における  
取引環境・労働時間改善  
東京都地方協議会

トラック運送事業の現状について

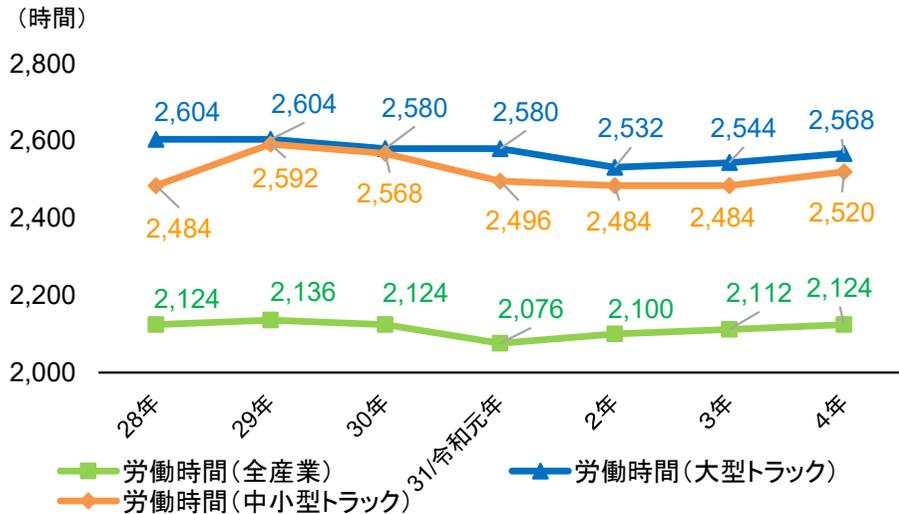
---

令和5年12月

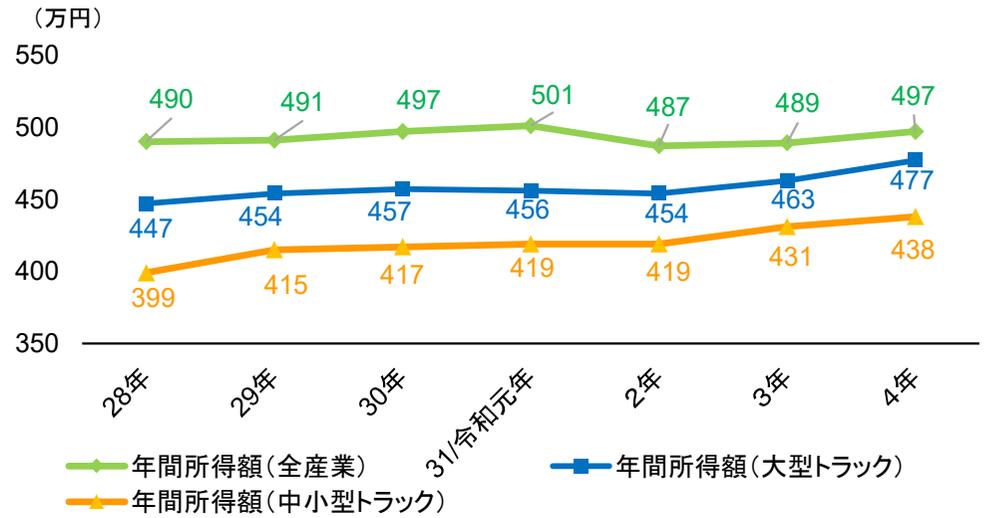
国土交通省関東運輸局 自動車交通部貨物課

# トラック運送事業の働き方をめぐる現状

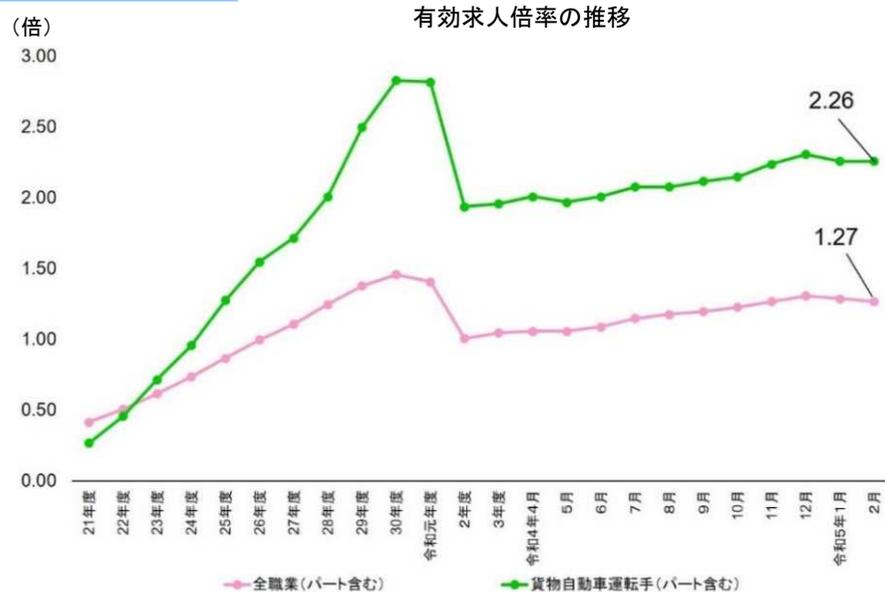
## ①労働時間 全職業平均より約2割(400h~450h)長い。



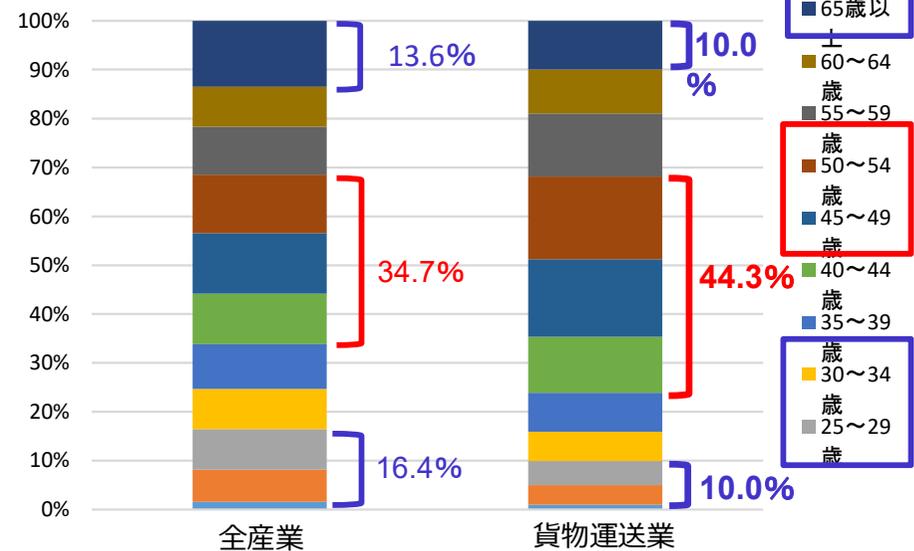
## ②年間賃金 全産業平均より5%~15%(20万~60万円)低い。



## ③人手不足 全職業平均より約2倍高い。



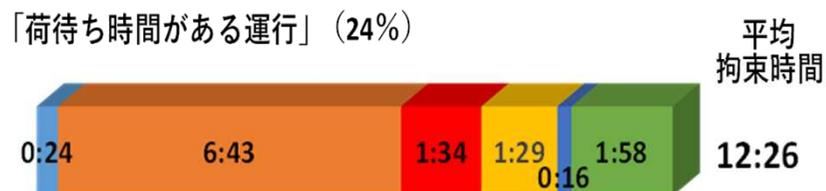
## ④年齢構成 全産業平均より若年層と高齢層の割合が低い。中年層の割合が高い。



(出典)厚生労働省「賃金構造基本統計調査」ほかより国土交通省作成

- ▶ トラックドライバーの長時間労働の要因のひとつは、発着荷主の積卸し場所での長時間の荷待ち時間・荷役時間
- ▶ 荷主企業と運送事業者が一体となって、**荷待ち時間の削減、荷役作業の効率化等**長時間労働の改善に取り組むことが重要

1運行の平均拘束時間とその内訳  
(荷待ち時間の有無別)

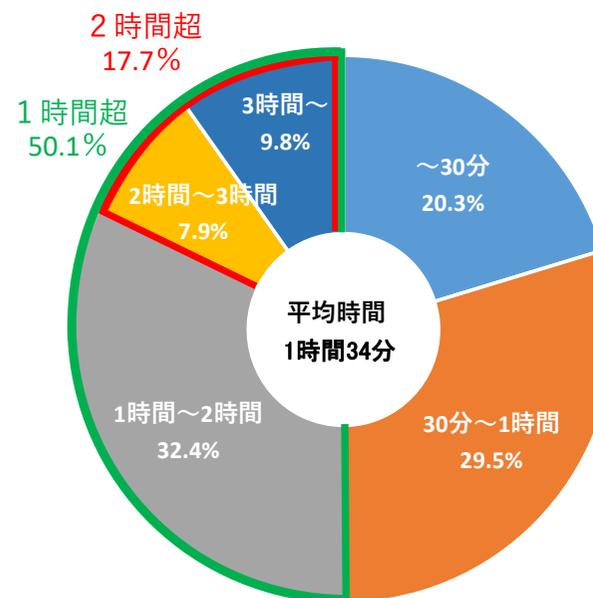


「荷待ち時間のない運行」(76%)



■ 点検等 ■ 運転 ■ 荷待 ■ 荷役 ■ 附带他 ■ 休憩

1運行あたりの荷待ち時間の分布



出典:トラック輸送状況の実態調査(R2)

【成立:令和5年6月14日、公布・施行:令和5年6月16日】

## 改正の目的

- 令和6年4月からの時間外労働の上限規制を見据え、平成30年の議員立法において時限措置として、「標準的な運賃」と「荷主対策の深度化」の制度を創設
- 一方、新型コロナウイルスや原油価格高騰などの影響を受け、トラック事業者の経営状況はいっそう厳しさを増しており、荷待ち時間の削減や適正な運賃の收受等により、労働条件を改善し、担い手を確保するための取組は道半ば
- 働き方改革の実現と安定的な輸送サービスを確保するため、「標準的な運賃」や「働きかけ」等の制度を継続的に運用することが必要

## 改正の概要

現行

【時間外労働規制が適用される(令和6年3月)までの時限措置】

### 荷主対策の深度化

トラック事業者の法令遵守に係る国土交通大臣による荷主への働きかけや要請等の規定

違反原因行為を荷主がしている  
疑いがあると認められる場合

荷主が違反原因行為をしていること  
を疑う相当な理由がある場合

要請してもなお改善  
されない場合

働きかけ

要 請

勧告・公表

### 標準的な運賃

運転者の労働条件を改善し、持続的に事業を運営するための参考指標としての「標準的な運賃」制度(令和2年4月告示)  
⇒セミナーや各種協議会による周知・浸透

改正後

上記について「当分の間」の措置とする

# 「物流革新に向けた政策パッケージ」のポイント

令和5年6月2日  
我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議

- 物流は国民生活や経済を支える**社会インフラ**であるが、担い手不足、カーボンニュートラルへの対応など様々な課題。さらに、物流産業を魅力ある職場とするため、トラックドライバーの働き方改革に関する法律が2024年4月から適用される一方、物流の停滞が懸念される「**2024年問題**」に直面。
- 何も対策を講じなければ、**2024年度には14%、2030年度には34%の輸送力不足**の可能性。
- **荷主企業、物流事業者（運送・倉庫等）、一般消費者が協力**して我が国の物流を支えるための環境整備に向けて、**(1) 商慣行の見直し、(2) 物流の効率化、(3) 荷主・消費者の行動変容**について、抜本的・総合的な対策を「政策パッケージ」として策定。

➡ **中長期的に継続して取り組むための枠組みを、次期通常国会での法制化(\*)も含め確実に整備。**

## 1. 具体的な施策

### (1) 商慣行の見直し

- ① **荷主・物流事業者間**における物流負荷の軽減（荷待ち、荷役時間の削減等）に向けた規制的措置等の導入(\*)
- ② **納品期限**（3分の1ルール、短いリードタイム）、**物流コスト込み取引価格等**の見直し
- ③ 物流産業における**多重下請構造**の是正に向けた規制的措置等の導入(\*)
- ④ 荷主・元請の監視の強化、結果の公表、継続的なフォロー及びそのための体制強化（**トラックGメン**（仮称））
- ⑤ 物流の担い手の賃金水準向上等に向けた**適正運賃收受・価格転嫁円滑化**等の取組み(\*)
- ⑥ トラックの「**標準的な運賃**」制度の拡充・徹底

### (2) 物流の効率化

- ① 即効性のある**設備投資**の促進（バース予約システム、フォークリフト導入、自動化・機械化等）
- ② 「**物流GX**」の推進（鉄道・内航海運の輸送力増強等によるモーダルシフト、車両・船舶・物流施設・港湾等の脱炭素化等）
- ③ 「**物流DX**」の推進（自動運転、ドローン物流、自動配送ロボット、港湾AIターミナル、サイバーポート、フィジカルインターネット等）
- ④ 「**物流標準化**」の推進（パレットやコンテナの規格統一化等）
- ⑤ 道路・港湾等の**物流拠点**（中継輸送含む）に係る機能強化・土地利用最適化や物流ネットワークの形成支援
- ⑥ 高速道路のトラック**速度規制（80km/h）**の引上げ
- ⑦ 労働生産性向上に向けた利用しやすい**高速道路料金**の実現
- ⑧ **特殊車両通行制度**に関する見直し・利便性向上
- ⑨ **ダブル連結トラック**の導入促進
- ⑩ 貨物集配中の車両に係る**駐車規制**の見直し
- ⑪ 地域物流等における**共同輸配送**の促進(\*)
- ⑫ **軽トラック事業**の適正運営や輸送の安全確保に向けた荷主・元請事業者等を通じた取組強化(\*)
- ⑬ 女性や若者等の**多様な人材**の活用・育成

### (3) 荷主・消費者の行動変容

- ① 荷主の**経営者層**の意識改革・行動変容を促す規制的措置等の導入(\*)
- ② 荷主・物流事業者の物流改善を**評価・公表**する仕組みの創設
- ③ **消費者**の意識改革・行動変容を促す取組み
- ④ **再配達削減**に向けた取組み（**再配達率「半減」**に向けた対策含む）
- ⑤ 物流に係る**広報**の推進

## 2. 施策の効果（2024年度分）

	(施策なし)	(施策あり)	(効果)
・ 荷待ち・荷役の削減	し時間	→ 2時間×達成率3割	: 4.5ポイント
・ 積載効率の向上	38%	→ 50% ×達成率2割	: 6.3ポイント
・ モーダルシフト	3.5億トン	→ 3.6億トン	: 0.5ポイント
・ 再配達削減	12%	→ 6%	: 3.0ポイント
<b>合計</b>			<b>14.3ポイント</b>

2030年度分についても、2023年内に**中長期計画**を策定

## 3. 当面の進め方

### 速やかに実施

- ・ 2024年における規制的措置の具体化を前提とした**ガイドライン**の作成・公表等

### 2023年末まで

- ・ トラック輸送に係る契約内容の見直しに向けた「**標準運送約款**」「**標準的な運賃**」の改正等
- ・ **再配達率「半減」**に向けた対策
- ・ 2024年度に向けた**業界・分野別の自主行動計画**の作成・公表
- ・ 2030年度に向けた**政府の中長期計画**の策定・公表

### 2024年初

- ・ **通常国会での法制化**も含めた規制的措置の具体化

2024年初に**政策パッケージ全体**のフォローアップ

# 物流の適正化・生産性向上に向けた 荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン(概要)

## 1. 発荷主事業者・着荷主事業者に共通する取組事項

### (1) 実施が必要な事項

- ・荷待ち時間・荷役作業等に係る時間の把握
- ・荷待ち・荷役作業等時間  
2時間以内ルール/1時間以内努力目標
- ・物流管理統括者の選定
- ・物流の改善提案と協力
- ・運送契約の書面化 等

### (2) 実施することが推奨される事項

- ・予約受付システムの導入
- ・パレット等の活用
- ・検品の効率化・検品水準の適正化
- ・物流システムや資機材(パレット等)の標準化
- ・共同輸配送の推進等による積載率の向上
- ・荷役作業時の安全対策 等

## 2. 発荷主事業者としての取組事項

### (1) 実施が必要な事項

- ・出荷に合わせた生産・荷造り等
- ・運送を考慮した出荷予定時刻の設定

### (2) 実施することが推奨される事項

- ・出荷情報等の事前提供
- ・物流コストの可視化
- ・発送量の適正化 等

## 3. 着荷主事業者としての取組事項

### (1) 実施が必要な事項

- ・納品リードタイムの確保

### (2) 実施することが推奨される事項

- ・発注の適正化
- ・巡回集荷(ミルクラン方式) 等

## 4. 物流事業者の取組事項

### (1) 実施が必要な事項

#### ○共通事項

- ・業務時間の把握・分析
- ・長時間労働の抑制
- ・運送契約の書面化 等

#### ○個別事項(運送モード等に応じた事項)

- ・荷待ち時間や荷役作業等の実態の把握
- ・トラック運送業における多重下請構造の是正
- ・「標準的な運賃」の積極的な活用

### (2) 実施することが推奨される事項

#### ○共通事項

- ・物流システムや  
資機材(パレット等)の標準化
- ・賃金水準向上

#### ○個別事項(運送モード等に応じた事項)

- ・倉庫内業務の効率化
- ・モーダルシフト、モーダルコンビネーションの促進
- ・作業負荷軽減等による労働環境の改善 等

## 5. 業界特性に応じた独自の取組

業界特性に応じて、代替となる取組や合意した事項を設定して実施する。

- 物流産業を魅力ある職場とするため、働き方改革に関する法律が来年4月から適用される一方、物流の停滞が懸念される「2024年問題」に直面。何も対策を講じなければ、2024年度には14%、2030年度には34%の輸送力不足の可能性。このため、本年6月に「物流革新に向けた政策パッケージ」を策定。
- 今般、2024年が迫る中、賃上げや人材確保など、早期に具体的な成果が得られるよう可及的速やかに各種施策に着手するとともに、2030年度の輸送力不足の解消に向け可能な施策の前倒しを図るべく、以下の事項について、必要な予算の確保も含め緊急的に取り組むこととする。
- この他、中長期計画の策定など、政策パッケージの施策を着実に実施し、進捗の管理を行う。

## 1. 物流の効率化

### ○即効性のある設備投資・物流DXの推進

- ・物流事業者や荷主企業の物流施設の自動化・機械化の推進、効率化・省人化やドローンを用いた配送により人手不足へ対応
- ・港湾物流効率化に向けた「ヒトを支援するAIターミナル」の深化や港湾物流手続等を電子化する「サイバーポート」を推進等
- ・高速道路での自動運転トラックを対象とした路車協調システム等の実証実験等

### ○モーダルシフトの推進

- ・鉄道（コンテナ貨物）、内航（フェリー・RORO船等）の輸送量・輸送分担率を今後10年程度で倍増
- ・31ftコンテナの利用拡大を優先的に促進しつつ、中長期的に40ftコンテナの利用拡大も促進

### ○トラック運転手の労働負担の軽減、担い手の多様化の推進

- ・荷役作業の負担軽減や輸送効率化に資する機器・システムの導入等により、快適で働きやすい職場環境の整備を促進
- ・労働生産性の向上に資する車両を運転するための免許の取得等のトラック運転手のスキルアップを支援

### ○物流拠点の機能強化や物流ネットワークの形成支援

- ・農産品等の流通網の強化（中継輸送等の推進）
- ・物流施設の非常用電源設備の導入促進等による物流施設の災害対応能力の強化等の推進
- ・モーダルシフト等に対応するための港湾施設の整備等を推進
- ・高規格道路整備や渋滞対策、IC・空港・港湾等へのアクセス道路の整備に対する支援による物流ネットワークの強化
- ・トラックドライバーの確実な休憩機会の確保のため、SA・PAにおける大型車駐車マスの拡充や駐車マス予約制度の導入などの取り組みの推進

### ○標準仕様のパレット導入や物流データの標準化・連携の促進

### ○燃油価格高騰等を踏まえた物流GXの推進（物流拠点の脱炭素化、車両のEV化等）

### ○高速道路料金の大口・多頻度割引の拡充措置の継続

### ○道路情報の電子化の推進等による特殊車両通行制度の利便性向上

## 2. 荷主・消費者の行動変容

### ○宅配の再配達率を半減する緊急的な取組

- ・ポイント還元を通じ、コンビニ受取等柔軟な受取方法やゆとりを持った配送日時の指定等を促す仕組みの社会実装に向けた実証事業を実施

### ○政府広報やメディアを通じた意識改革・行動変容の促進強化

## 3. 商慣行の見直し

### ○トラックGメンによる荷主・元請事業者の監視体制の強化（「集中監視月間」（11～12月）の創設）

- ・荷主による違反原因行為の調査を踏まえた「要請」等の集中実施、国土交通省及び荷主所管・法執行行政機関による連携強化

### ○現下の物価動向の反映や荷待ち・荷役の対価等の加算による「標準的な運賃」の引き上げ（年内に対応予定）

### ○適正な運賃の収受、賃上げ等に向け、次期通常国会での法制化を推進

- ・大手荷主・物流事業者の荷待ちや荷役時間の短縮に向けた計画作成の義務付け、主務大臣による指導・勧告・命令等
- ・大手荷主に対する物流経営責任者の選任の義務付け
- ・トラック事業における多重下請け構造の是正に向け下請状況を明らかにする実運送体制管理簿の作成、契約時の（電子）書面交付の義務付け

- **トラックドライバー**は、労働時間が長く、低賃金にあることから、**担い手不足が喫緊の課題**。
- 働き方改革の一環として、2024年4月からドライバーに**時間外労働の上限規制（年960時間）**が適用されるが、これによる**物流への影響が懸念（「2024年問題」）**。
- 国土交通省では、**貨物自動車運送事業法に基づく荷主等への「働きかけ」「要請」**等による**是正措置**を講じてきたが、2024年問題を前に、**強力な対応が必要**。
- このため、新たに**「トラックGメン」を設置することで荷主等への監視体制を緊急に強化し、荷主対策の実効性を確実なものに**。

⇒ **令和5年7月21日、162名体制※で本省及び地方運輸局等に設置**

※緊急増員80名（本省2名、地方運輸局等19名、運輸支局等59名）、既存定員との併任等82名（本省13名、地方運輸局等16名、運輸支局等53名）



## トラックGメンの設置による荷主等への監視体制の緊急強化

トラック事業者への**プッシュ型**の情報収集を開始し  
情報収集力を強化（2023年度～）

トラック法に基づく「働きかけ」「要請」「勧告・公表」  
制度※の**執行力を強化**（2023年度～）

※2018年に議員立法で制定。2023年6月に適用期限を「当分の間」に延長。

## 積込先、配送先で 困りごと、ありませんか。

情報ください



### 恒常的に長い荷待ち時間

過労運転防止義務違反を招くおそれがあります。



### 無理な到着時間の設定

最高速度違反を招くおそれがあります。

### 過積載になるような依頼

過積載運行を招くおそれがあります。



### 異常気象時の運行指示

輸送安全確保義務違反を招くおそれがあります。

そのほか、こんな行為についても情報があればお寄せください。

- 依頼(契約)にない附帯作業 (貨物への値札ラベル貼り、などをさせられるが料金が支払われない。)
- 運賃・料金等の不当な据置き

国土交通省トラックGメンが**荷主・元請事業者**に対して「働きかけ」、「要請」を行い、是正を指導します。



【電話でのご連絡はこちらまで】

国土交通省 関東運輸局 自動車交通部 貨物課 045-211-7248



トラックGメンポータルサイト  
※内容は随時更新中

東京運輸支局 03-3458-9231(内線1) 神奈川運輸支局 045-939-6800(内線1) 埼玉運輸支局 048-624-1835(内線3)  
群馬運輸支局 027-263-4440(内線1) 千葉運輸支局 043-242-7336(内線2) 茨城運輸支局 029-247-5348(内線1)  
栃木運輸支局 028-658-7011 山梨運輸支局 055-261-0880

## 「トラックGメン」とは…

トラックGメンは、適正運賃の収受や労働環境の改善を実現し、2024年問題の解決を目指すため国土交通省が創設した専門部隊です。「プッシュ型(積極的)情報収集」や、違反原因行為の疑いのある**荷主・元請事業者**への「働きかけ」や「要請」等を行い、改善に向けた計画策定を指導します。

### 【働きかけ・要請の手順】



### 【働きかけや要請後の改善事例】

#### 依頼(契約)になかった附帯作業 (食品製造卸会社・真荷主等)

改善策 - 作業範囲、運送料金、作業附帯料金をそれぞれ分けて契約を締結



#### 長時間の荷待ち(製造業・発荷主)

働きかけ後の再発により要請実施 - 改善策 - 「入構時間の指定」「出荷口の増設」「搬送先付近の倉庫を「中継地点」として活用」などを実施



※「働きかけ」⇒「要請」を行っても改善がみられない場合には「勧告」や「公表」を行うこととなります。

積み込み先や配送先でお困りのことがございましたら、**目安箱への投稿**、又は**最寄りの運輸局または運輸支局へ情報提供**をお願いします。

### <投稿いただきたい内容(目安箱)>

- ご意見・事例の分類
  - …長時間の荷待ち、依頼にない附帯業務など
- ご意見・事例の具体的な内容
  - …いつ、どこで、誰から、どのようなことをさせられたか
- 貨物の種類
  - …加工食品、日用品、機械・機械部品など
- 発着荷主の業態
  - …農林漁業、鉱業・砕石業・砂利採取業など

### ○投稿者の情報

…会社名、お名前、ご職業、ご連絡先など  
※「国土交通省からの連絡可否」において、「連絡不可」を選択いただいた場合には、ご連絡を差し上げることはありません。  
※**荷主等(働きかけ・要請の対象)**から**情報提供元**が特定されないように配慮します。

### 目安箱(具体的イメージ)

Q1. この箱、情報提供のために、必ずしも届届く必要はありません。 (必ず)

Q2. 記入欄を省略していただくことも、ご希望です。 (必ず)

記入欄(必須) [必須] 1. 会社名(法人名) 2. 担当者名(個人名) 3. 電話番号(個人携帯) 4. 住所(〒) 5. 業態(例: 製造業) 6. 貨物の種類(例: 食品) 7. 依頼内容(例: 長時間の荷待ち) 8. その他(例: 改善策) 9. 備考(例: 改善状況)

記入欄(任意) [任意] 1. 会社名(法人名) 2. 担当者名(個人名) 3. 電話番号(個人携帯) 4. 住所(〒) 5. 業態(例: 製造業) 6. 貨物の種類(例: 食品) 7. 依頼内容(例: 長時間の荷待ち) 8. その他(例: 改善策) 9. 備考(例: 改善状況)

## プッシュ型情報収集に係る周知

トラックGメンによるトラック事業者へのプッシュ型情報収集の実施にあたり、関東運輸局ホームページ及び各管内運輸支局ホームページにおいて、お知らせを掲示。

■ 新着情報

[2023.11.10]  
令和5年度陸運関係事業者並びに自動車運送事業運行管理者・整備管理者東京運輸支局長表彰式を行います

[2023.11.10]  
令和5年度関東運輸局東京運輸支局貨物自動車運送事業等安全性優良事業表彰式を行います

[2023.9.28]  
(お知らせ) 令和5年度整備管理者研修(選任前・選任後)研修の実施について  
(整備管理者研修等のDX化導入に向けたトータル研修)

[2023.9.8]  
足立事務所の検査機器老朽更新工事完了のお知らせ

[2023.9.4]  
八王子事務所の検査機器老朽更新による検査コース一部閉鎖のお知らせ  
～1番及び2輪コースを閉鎖します～

[2023.8.22]  
令和5年度整備管理者研修の実施について(関係案内)

[2023.8.7]  
『トラックGメン』がトラック事業者への情報収集を行っています(プッシュ型情報収集)

[2023.7.26]  
国土交通省各名乗るフィッシングサイトに関する注意喚起

[2023.3.24]  
バス停留所安全性確保対策実施状況一覧表の更新について

[2023.3.2]  
青海庁舎の窓口受付時間の変更について

[2023.1.11]  
多摩地区における運賃改定実施による労働条件の改善状況

[2022.12.27]  
車検手続きのデジタル化に伴う手数料改正のお知らせ

[2019.9.6]

レンタカー事業  
外国船舶の監督  
自家用自動車による有償運送について  
証明照  
トラック輸送通正取組(燃料サーチャージ等)推進相談窓口  
運行管理者・整備管理者、事故報告  
トラック輸送における取組(環境・労働時間改善)  
地方協議会  
貸切バス予防整備ガイドライン  
バス火災事故防止のための点検整備のポイント

自動車の検査(車検)・登録  
自動車登録手続きのご案内  
検査登録のしくみ  
検査手数料改正のお知らせについて  
登録の手続き  
希望ナンバーの申し込み  
テレホンサービス  
封印取付け受託者選別

自動車の整備  
自動車の点検・整備  
点検・整備の推進  
自動車整備工場経営者会議

倉庫業  
倉庫業についての解説

観光  
訪日旅行促進事業(訪日プロモーション)

環境・バリアフリー  
環境対策  
環境性能に優れた自動車に対する自動車重量税、自動車取得税の特例措置

その他  
月別自動車保有車両数一覧(乗用車、軽自動車、トラック、バス、オートバイ)

『トラックGメン』がトラック事業者への情報収集を行っています!! (プッシュ型情報収集)

現在、トラックGメンがトラック事業者の皆様へ、お電話等でご連絡させていただいております。  
長時間の荷待ちや、依頼になかった附帯業務など、違反原因行為に関する情報の提供にご協力をお願いします。

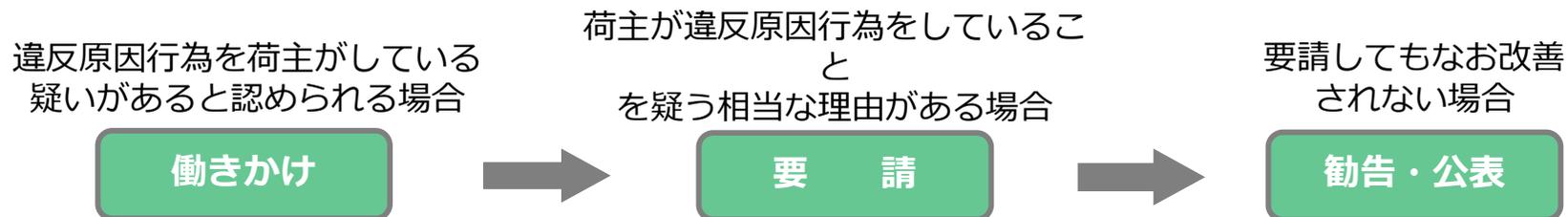
東京運輸支局のトラックGメンへの連絡先は → 03-3458-9231 (音声ガイダンス番号: 1)  
国土交通省の目安箱からも情報提供ができます (URL又はQRコード)

<https://www.mlit.go.jp/idosha/yusou-jittai/index.html>

国土交通省  
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

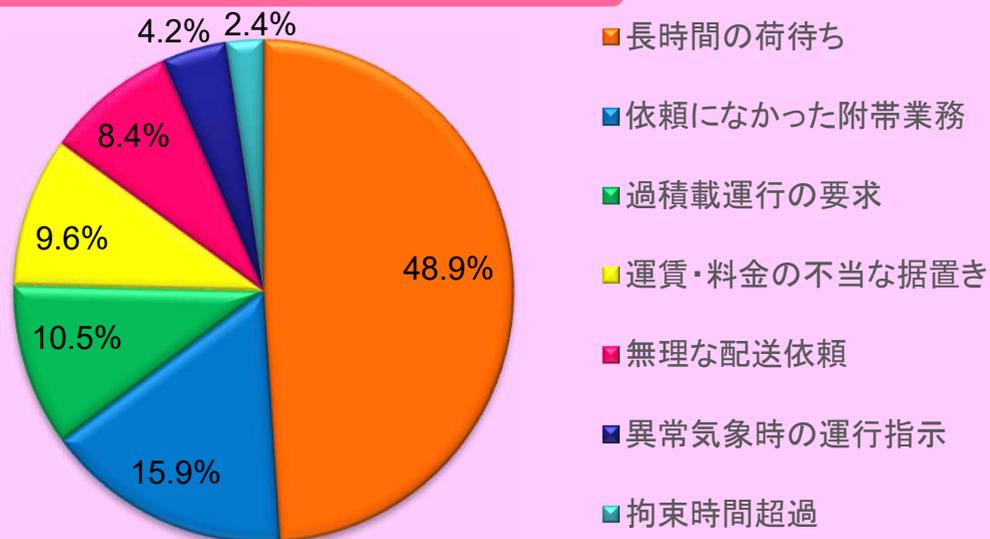
## 貨物自動車運送事業法附則第1条の2に基づく荷主への働きかけ等

国交省HPの意見募集窓口、地方運輸局からの連絡、適正化事業実施機関との連携等により、国交省において端緒情報を収集。事実関係を確認の上、荷主関係省庁と連携して対応。



※ 荷主の行為が独占禁止法違反の疑いがある場合は、公正取引委員会へ通知

## 荷主起因の違反原因行為の割合

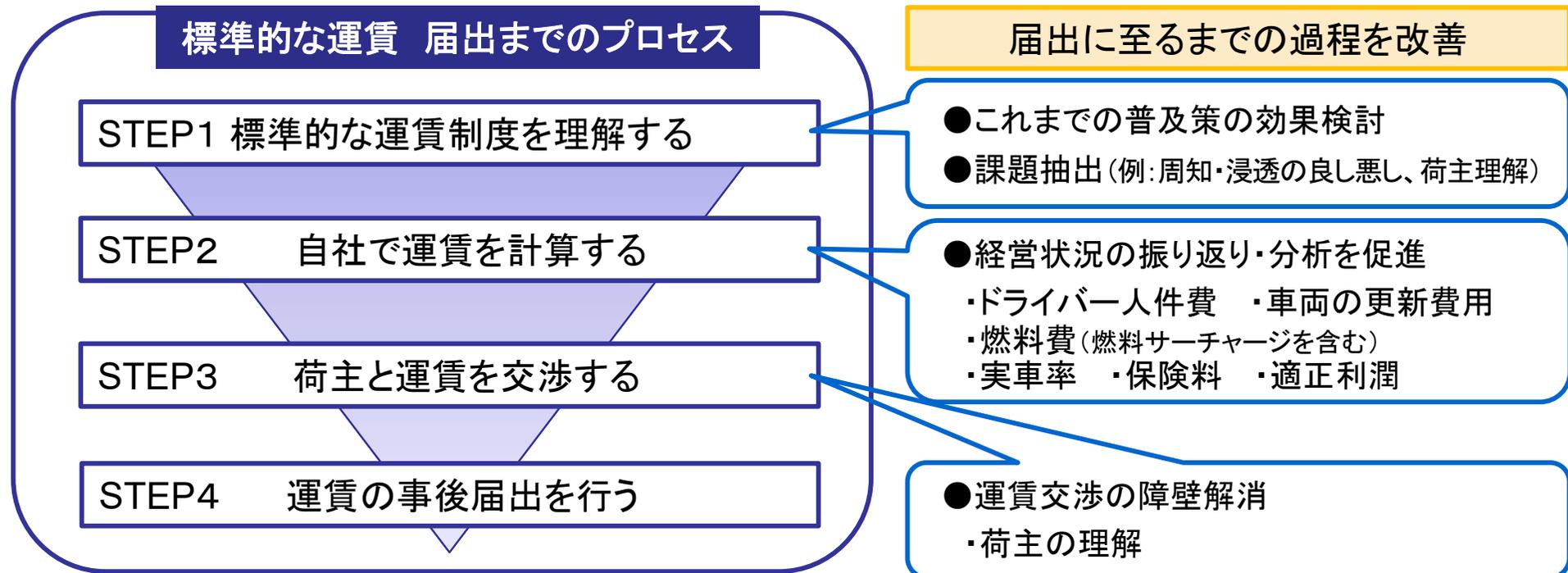


## 「働きかけ」等を実施した荷主数

対応内容	荷主数
要請	10
働きかけ	251

※令和5年10月31日現在  
(令和元年7月からの累計)

- 平成30年改正後の貨物自動車運送事業法に基づき、**運賃交渉力の弱い運送事業者の適正な運賃収受を支援すること**を目的に、令和2年4月「標準的な運賃」を告示。
- 「標準的な運賃」では、**運転者について全産業並みの給与、車両の更新期間5年**、一般的な利潤(自己資本金の10%)などの経営改善につながる前提を置いて、参考となる運賃を示している。
- 荷主との運賃交渉をさらに促進し、燃料費の上昇を踏まえた適切な価格転嫁が可能となる環境を整備することを目的に、従来、解釈通達として位置づけられていた「燃料サーチャージの算出方法等」を告示(令和5年3月1日)して広く周知。
- 運送事業者が**自己の経営状況を踏まえて運賃を分析し、荷主との運賃交渉に臨むことが肝要**。



令和5年10月末時点

支局	事業者数 (豊橋除く) H31.3.31現在	件数	割合	支局	事業者数 (豊橋除く) H31.3.31現在	件数	割合	支局	事業者数 (豊橋除く) H31.3.31現在	件数	割合
札幌	1516	802	52.9%	新潟	707	565	79.9%	徳島	380	334	87.9%
函館	268	230	85.8%	長野	636	275	43.2%	香川	594	511	86.0%
室蘭	370	240	64.9%	富山	603	392	65.0%	愛媛	735	663	90.2%
旭川	410	287	70.0%	石川	741	442	59.6%	高知	422	385	91.2%
帯広	326	118	36.2%	小計(北陸信越)	2687	1674	62.3%	小計(四国)	2131	1893	88.8%
釧路	276	195	70.7%	福井	477	338	70.9%	福岡	2229	1450	65.1%
北見	189	106	56.1%	岐阜	856	465	54.3%	佐賀	436	352	80.7%
小計(北海道)	3355	1978	59.0%	静岡	1546	1020	66.0%	長崎	428	369	86.2%
青森	796	463	58.2%	愛知	2893	1717	59.4%	熊本	688	610	88.7%
岩手	582	393	67.5%	三重	968	752	77.7%	大分	523	365	69.8%
宮城	1187	672	56.6%	小計(中部)	6740	4292	63.7%	宮崎	402	328	81.6%
秋田	340	255	75.0%	滋賀	503	374	74.4%	鹿児島	1006	730	72.6%
山形	364	211	58.0%	京都	974	803	82.4%	小計(九州)	5712	4204	73.6%
福島	988	671	67.9%	大阪	4402	2948	67.0%	陸運事務所	825	317	38.4%
小計(東北)	4257	2665	62.6%	兵庫	2210	638	28.9%	<b>合計</b>	<b>56990</b>	<b>32977</b>	<b>57.9%</b>
茨城	2258	1036	45.9%	奈良	597	389	65.2%	※告示されてからの累計件数			
栃木	1085	556	51.2%	和歌山	558	383	68.6%				
群馬	1148	402	35.0%	小計(近畿)	9244	5535	59.9%				
埼玉	3340	1059	31.7%	鳥取	302	262	86.8%				
千葉	2196	676	30.8%	島根	375	334	89.1%				
<b>東京</b>	<b>5012</b>	<b>1656</b>	<b>33.0%</b>	岡山	1148	901	78.5%				
神奈川	2535	1512	59.6%	広島	1509	1233	81.7%				
山梨	504	243	48.2%	山口	627	549	87.6%				
小計(関東)	18078	7140	39.5%	小計(中国)	3961	3279	82.8%				

※標準的な運賃の届出率 ⇒ 関東 39.5% 全国 57.9%  
 ※東京都内 1656件届出

# 女性・若年層の活躍に向けた取組み(国土交通省)

女性トラックドライバー（愛称：トラガール）の活躍を社会に広く発信する「トラガール促進プロジェクト（ウェブサイト）」を平成26年に作成し、令和4年に全面リニューアルを実施。

## 主なコンテンツ例

サイトURL：  
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/traqirl/>

### ● 現役トラガールインタビュー

業務内容などが異なるトラガール10名に対するインタビュー記事を掲載。トラガールになったきっかけや、思うことなど現役トラガールならではの声をご紹介します。

### ● トラガール活躍中の会社経営者インタビュー

多くのトラガールが活躍している会社の経営層に対するインタビュー記事を掲載。女性の活躍を進めるにあたっての工夫や気づき等、女性の更なる活躍を目指す会社にとって有益な情報をご紹介します。

### ● トラガール活躍場面の紹介

免許の種類に応じた積載物や配送先など主な配送シーンを紹介。自身のキャリアアップのイメージにつなげる。

### ● 求人情報の紹介

全日本トラック協会が提供するドライバー求人情報のウェブページと連携。サイトの閲覧者に対して、採用に積極的なインタビュー掲載企業の求人情報まで一気通貫にたどり着ける情報を整備。



- 主に若年層を対象に、**未来に向かって走るシゴトの魅力発見サイト「WHAT is HaKoBu」**を令和5年6月に開設
- 特に就業前の若者に**将来の職業の選択肢の一つとして認識してもらうための情報サイト**

## コンテンツ紹介

サイトURL：  
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/hakobu/>

### ● HaKoBuの舞台裏

身近な「モノ」が、どのように運ばれているのか、その舞台裏を知るマップ。仕事の工夫や努力について紹介。

### ● HaKoBuの達人

運行管理者など仕事に携わる人の就労観やプロの想いを伝える「HaKoBu」の達人。達人を選ぶとエピソードが出現。達人の技術、働き方、仕事への想いを紹介。

### ● あなたへの未来メッセージボックス

業界の魅力をアピールするメッセージボックスを掲載。メッセージボックスを選ぶと、各企業の採用情報等のページに移動。トラック協会が提供する求人情報と連携。

### ● HaKoBuから考える「わたしの未来」

高校のキャリア教育で活用可能なプログラムを無償提供。サイトコンテンツと併用で、すぐに授業が可能。



- トラック運送業は、我が国の経済・国民生活を支える重要な産業である一方、近年、ドライバー不足が深刻化。
- 将来の担い手を確保するため、トラック運送業における効果的な理解促進・魅力発信、人材確保・育成等に向けた基礎調査を実施し、結果を踏まえたパンフレット・好事例集を公表。

## 理解促進・魅力発信に向けたパンフレット（知っていますか？物流とトラックドライバーの話）

中学生・高校生・保護者・高校教員・一般向けに、トラック運送業・トラックドライバーに対する理解・イメージ・魅力等について調査。

調査結果を踏まえ、対象者ごとに編集方針を検討。

- (例) 中学生 → トラック業界に対する興味を促進する。  
 高校生 → 就職先の候補として関心を高める。  
 保護者 → 就職先としての理解を深めてもらう。  
 高校教員 → 就職を希望する学生へ薦める業界の一つとして認識してもらう。  
 一般 → 転職する際の業界の候補の一つとして認識してもらう。



それぞれ中学生・高校生・保護者・高校教員・一般向けに、物流の役割やトラックドライバーの魅力、業務内容等について紹介。

### 【主な内容】

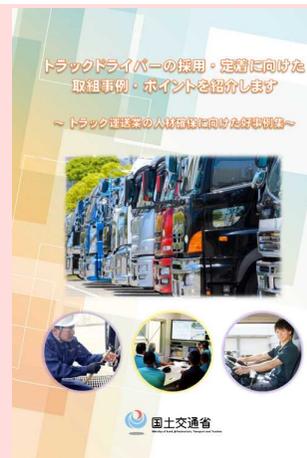
- 物流・トラック運送業の役割
- トラックドライバーの業務内容
- キャリアアップのイメージ
- 安全に配慮した労働環境 等

## 人材確保・育成等に向けた好事例集（トラックドライバーの採用・定着に向けた取組事例・ポイントを紹介します）

運送事業者や専門家等へのアンケート・ヒアリングを通じ、人材確保・育成や、取引環境改善に向けた取組等について調査。

以下の観点から調査・分析を実施。

- ・ 女性、若者、高齢者などの多様な人材の採用に関して、働き手は何を重視し、事業者はどのような効果的な取組を実施しているか。
- ・ ドライバーの定着率の向上に向けて、どのような取組が有効か。
- ・ 提案力を有する人材の育成を見据え、取引環境改善に向けた荷主との交渉を行うには、どのような点に留意すべきか。



事業者における人材確保・定着に向けた好事例・ポイントや、荷主との交渉におけるポイントなどを紹介。

### 【主な内容】

- 運送事業者の好事例の紹介
- 採用に向けたポイント  
(柔軟な勤務制度、キャリアパスの提示等)
- 人材定着に向けたポイント  
(研修制度の充実、コミュニケーションの徹底 等)
- 取引環境改善のためのポイント  
(「乗務記録」の活用、原価計算の実施 等)

- 国民生活や産業活動に必要な物流を安定的に確保するため、若者、女性、高齢者も含めた全ての人にとって魅力ある「よりホワイト」な職場づくりを行う取組。

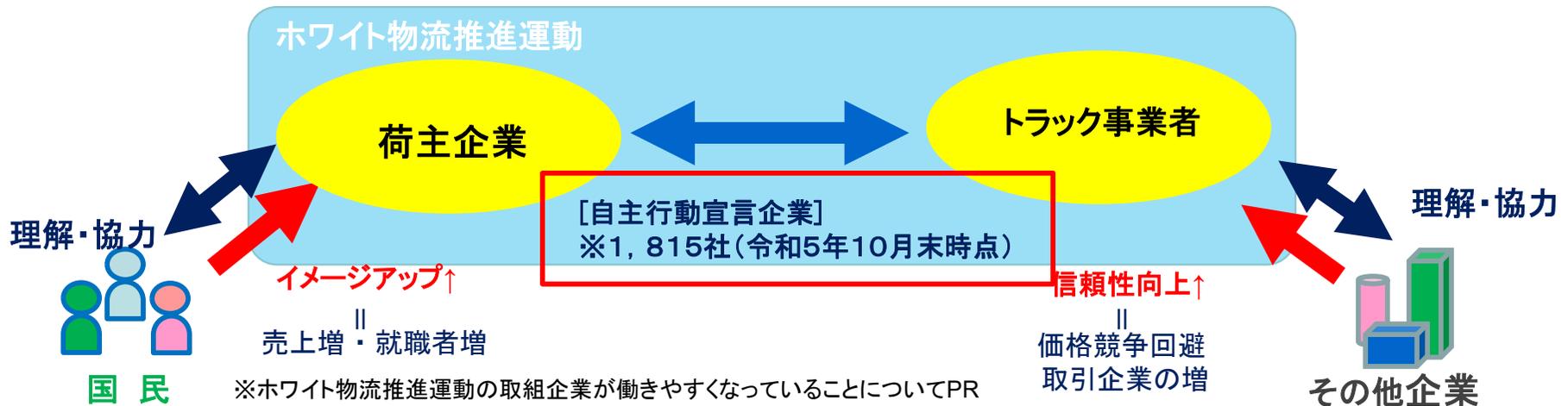
※トラックドライバーのうち、10代・20代は約10%、65歳以上は約9%、女性は約3%

- 荷主企業、トラック事業者など、関係者が連携して当該取組を強力に推進。

平成30年 5月30日

「ホワイト物流」推進運動を重点施策とする「自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議政府行動計画」が決定

## 推進運動のイメージ



## 宣言内容

### 【必須項目】

- ・取組方針
- ・法令遵守への配慮
- ・契約内容の明確化・遵守

### 【推奨項目】 ※企業の判断で複数項目から選択

- |   |   |   |
|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>A. 運送内容の見直し</li> <li>B. 運送契約の方法</li> <li>C. 運送契約の相手方の選定</li> <li>D. 安全の確保</li> </ul> | } | <p>(宣言が多い上位3項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物流の改善提案と協力</li> <li>・異常気象時等の運行の中止・中断等</li> <li>・パレット等の活用</li> </ul> |
|---|---|---|

## 「ホワイト物流」推進運動 ポータルサイト

賛同企業リスト、「ホワイト物流」推進運動 推奨項目などをご紹介

賛同企業数：1, 815社（2023年10月末時点）



<https://white-logistics-movement.jp/>



## 「ホワイト物流」推進運動 Twitter アカウントを立上げ

賛同した事の「効果」・「感動」体験を、他社にShare(共有)& Spread(拡散)する仕掛けとして、「ホワイト物流」推進運動のTwitterアカウントを立上げ



## ポータルサイト 新規コンテンツ「集いの場」

賛同企業・団体同士の出会い・連携を支援する「集いの場」を8月開設

業界・業種にこだわらず賛同企業・団体の皆様が、自身の物流に関わる“困りごと”や“要望”などを、集いの場の掲示板に投稿し、その投稿を見て共感した他の賛同企業・団体様と連携に向けた意見交換ができるプラットフォームです。



## 「ホワイト物流」推進セミナー

- セミナータイトル：「ホワイト物流」推進運動セミナー  
～物流生産性向上に向け荷主企業が推進する取組とは～
- 対象者：主に、荷主企業（業種/業界を特定せず、全産業を対象）
- 開催形態：オンライン開催（zoom）
- セミナー実施時期：令和5年10月～令和6年3月まで 月1回 [計6回]

セミナープログラム(予定)	主催者:国土交通省
1. 「ホワイト物流」推進運動の紹介	
2. 持続可能な物流に向けた働き方改革 ～時間外労働規制の見直しへ適切な対応を～	国土交通省
3. 物流DX事例の紹介 ～基盤整備の1つの形として、物流DX事例のご紹介～	富士通総研
4. 取組事例の発表 物流改革に取り組まれた事業者が、実施内容と成果・苦勞談を発表。	講演企業詳細は裏面をご覧ください